

●香川県告示第416号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、志度港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成24年9月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

| 地区名 | 区 域 |
|-----|---|
| 塩屋 | 基点第1号から176度07分40秒に引いた線、基点第1号から基点第20号までを順次結んだ線、基点第20号から341度04分03秒に引いた線及び水際線に囲まれた陸域 |

2 基点の位置

| | |
|------|---|
| 第1号 | 四等三角点志度（北緯34度19分00.0391秒、東経134度10分32.6036秒）から13度15分49秒、1,132.99メートル、さぬき市志度字玉浦5418番3地先の表示杭 |
| 第2号 | 基点第1号から86度07分44秒、10.89メートル、さぬき市志度字玉浦5389番5地先の表示杭 |
| 第3号 | 基点第2号から355度51分33秒、4.87メートル、さぬき市志度字玉浦5389番5地先の表示杭 |
| 第4号 | 基点第3号から86度13分54秒、105.96メートル、さぬき市志度字玉浦5389番3地先の表示杭 |
| 第5号 | 基点第4号から356度00分01秒、48.59メートル、さぬき市志度字玉浦5389番3地先の表示杭 |
| 第6号 | 基点第5号から86度00分25秒、28.32メートル、さぬき市志度字玉浦5389番6地先の表示杭 |
| 第7号 | 基点第6号から176度19分47秒、48.22メートル、さぬき市志度字玉浦5389番6地先の表示杭 |
| 第8号 | 基点第7号から86度44分41秒、0.76メートル、さぬき市志度字玉浦5394番2地先の表示杭 |
| 第9号 | 基点第8号から176度14分01秒、27.34メートル、さぬき市志度字玉浦5394番地先の表示杭 |
| 第10号 | 基点第9号から86度01分16秒、83.07メートル、さぬき市志度字玉浦5390番の表示杭 |
| 第11号 | 基点第10号から171度43分20秒、54.07メートル、さぬき市志度字玉浦5390番の表示杭 |
| 第12号 | 基点第11号から153度33分53秒、22.70メートル、さぬき市志度字玉浦5390番地先の表示杭 |
| 第13号 | 基点第12号から244度49分40秒、24.18メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭 |
| 第14号 | 基点第13号から245度21分07秒、13.53メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭 |
| 第15号 | 基点第14号から243度21分08秒、14.23メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の |

| | |
|------|--|
| 第16号 | 表示杭 基点第15号から241度19分31秒、13.04メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭 |
| 第17号 | 基点第16号から239度49分52秒、8.63メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭 |
| 第18号 | 基点第17号から238度19分32秒、8.09メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭 |
| 第19号 | 基点第18号から237度18分37秒、9.96メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭 |
| 第20号 | 基点第19号から234度34分57秒、19.99メートル、さぬき市志度字玉浦5401番地先の表示杭 |